平成３０年（フ）第１８１１号
東京都立川市錦町１丁目３―14　Ｎ．Ｆビル３Ｆ
破産者　阿部　志保
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８１２号
東京都足立区千住寿町10―３
破産者　井口　大輔
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８２１号
東京都品川区荏原４丁目11―18―104
破産者　荒川　康成
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８３０号
東京都西東京市田無町５丁目７―24―207
破産者　芹澤　　稔
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８７９号
東京都目黒区目黒本町２丁目３―１
破産者　和久井義之
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８８９号
埼玉県さいたま市南区文蔵３丁目30―７―301
破産者　中村　英美
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９１０号
東京都品川区旗の台４丁目13―３―102
破産者　柳原　　遼
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９２５号
東京都足立区大谷田３丁目８―６―208
破産者　三浦　法子
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９４３号
東京都江戸川区一之江８丁目１―１　第７モロビル201
破産者　緒方　益人
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９４４号
東京都江戸川区一之江８丁目１―１　第７モロビル201
破産者　緒方かおり
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９４５号
東京都板橋区成増５丁目19―13―812
破産者　伊藤　優子
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９５９号
東京都八王子市大谷町288―１
破産者　木下　　勉
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９７６号
東京都江戸川区鹿骨２丁目17―２―203
破産者　石橋　翔子
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９８４号
東京都渋谷区笹塚１丁目53―７―201
破産者　加藤　千鶴（旧姓金山）
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２００７号
東京都足立区竹の塚５丁目20―８―304　宮村方
破産者　岡田　昌巳
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０２１号
東京都練馬区大泉町１丁目51―９―209
破産者　鉄羅　博子
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３９７号
埼玉県川越市松江町１丁目５番地５
破産者　Ｏｕｒ　Ｋｉｄｓ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ株式会社
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２３号
さいたま市大宮区桜木町１丁目９番18号
破産者　株式会社Ｓｅｆａ
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６２８号
千葉県松戸市五香南１丁目３番地の５
破産者　株式会社ライフサポートサークル
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８７４号
千葉県松戸市小金原６―13―５　小金原団地107号室、住民票上の住所千葉県市川市大野町２丁目1875番地41
破産者　成田真名美
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第８６号
千葉県松戸市西馬橋相川町177番地の１　メゾン相川301号
破産者　倉持　　明
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部